

下記のものについて一般競争入札による調達を行うので、雲南市契約規則(平成19年規則第3号。以下「契約規則」という。)第5条に基づき公告する。

令和7年9月16日

雲南市長 石飛 厚志

記

1. 担当部局 雲南市大東総合センター自治振興課 (Tel: 0854-40-8160)
2. 業務名 雲南市大東総合センター自家用電気工作物保安管理業務(長期継続契約)
3. 実施場所 雲南市大東町大東地内
4. 業務期間 令和7年10月1日(水) ～ 令和10年9月30日(土)
5. 予定価格 公表しない
6. 最低制限価格 設けない
7. 入札参加要件
 - ① 島根県東部に本社又は入札及び契約に関する権限を委任された営業所を有している事業者で、令和5～7年度雲南市物品の売買、借入等に係る入札参加資格者名簿の「A. 庁舎・公共施設維持管理業務(4)電気保安」に登録されていること。
 - ② 過去10年以内に次のいずれかの業務実績(完了済み又は1年以上履行済み)を有すること。
 - 1) 国又は地方公共団体発注の同種業務実績
※契約書(写)で確認する。
 - ③ 本社又は入札及び契約に関する権限を委任された営業所が、電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす個人事業者又は法人で、所轄産業保安監督部長の保安管理業務外部委託承認実績があること。
 - ④ 保安業務担当者を他の施設の保安業務担当者と兼任する場合には、受注者(以下「乙」という。)が現在、保安業務契約に契約している換算係数(経済産業省告示249号第3条による)と契約対象物件の電気工作物の換算係数総和が33点未満であること。
 - ⑤ その他参加要件
 - ア 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないこと。
 - イ 雲南市における市税の滞納がない者であること。
 - ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、国、島根県、雲南市のいずれからも指名停止処分を受けていないこと。
 - エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
8. 仕様等
別紙仕様書のとおり
仕様書名 雲南市大東総合センター自家用電気工作物保安管理業務(長期継続契約)仕様書

9. 支払の条件 毎月支払
10. 質疑
質疑事項がある場合は、下記期日までに担当部局に対してFAXにて書面で提出すること。
(様式任意)
令和7年9月22日(月) 17:00
11. 回答方法
回答は、下記期日までに、雲南市ホームページに掲載する。
令和7年9月24日(水) 17:00
12. 参加の申請
入札に参加を希望する者は、下記期日までに担当部署へ申請すること。
(参考様式別添)
令和7年9月25日(木) 17:00
13. 入札日時等
(1) 入札日時 令和7年9月30日(火) 10:00 (即時開札)
(2) 提出場所 雲南市大東総合センター会議室
(入室は入札10分前からとします。)
14. 入札方法等
① 入札は、所定の様式による入札書を作成し、封筒に入れて提出すること。
② 入札書には、業務委託料月額(消費税を含まない)を記載すること。
③ 郵便による入札は認めない。
④ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
⑤ 入札回数は、3回とする。
⑥ 代理人をもって入札する場合は、委任状(任意様式)を提出すること。なお、入札者又はその代理人は、入札に際し同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。
⑦ 入札保証金は免除する。
15. 入札の無効
次の入札は無効とする
① 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
② 虚偽の申請を行った者のした入札
③ 入札に関する条件(本件公告文、契約規則等参照)に違反した入札
16. 契約保証金 免除する。
17. 長期継続契約
本案件の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算の削減又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する場合がある。
18. その他
詳細不明の点については、担当部局に照会すること。